三重県警察本部訓令第２２号

項目コード	Ａ０００１
保存期間	３０年
廃棄年月日	平成54年3月26日
担当係	指導係

警察本部
警察学校
警 察 署

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

昭和４９年１２月１１日

三重県警察本部長　松井　三郎

高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

改正　昭和５０県本部訓令第１３号、昭５１第２０号、平７第１１号、平２０第２号、平２４第２号

（趣旨）

第１条　この訓令は、三重県警察の組織に関する規則（昭和４１年三重県公安員会規則第２号。以下「規則」という。）第２３条の規定により交通部に置く高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（高速隊の所在地及び活動区域等）

第２条　高速隊の所在地及び活動区域は別表のとおりとする。

２　高速隊は、前項の活動区域において、規則第２９条に掲げる事務を行う。

（勤務計画）

第３条　高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、高速隊の効果的な運営を図るため、毎月の勤務計画（様式第１）を策定し、本部長に報告しなければならない。

（勤務制）

第４条　高速隊の勤務制は、次のとおりとする。

(1)　隊長及び副隊長　通常勤務

(2)　小隊長（統括小隊長を除く。）以下の隊員　原則として３交替制勤務

(3)　前二項に掲げる者以外の職員　一部毎日勤務

（勤務時間の割振り等）

第５条　前条の勤務制に基づく勤務時間の割振り及び休憩時間は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和４５年三重県警察本部訓令第１０号）第１９条の規定による。

（教養訓練）

第６条　隊長は、隊員に対し職務執行上必要な教養訓練を行わなければならない。

２　隊長は、新たに隊員となつた者に対しては、期間を定めて、交通指導取締り、交通事故処理、車両の運転等、隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

（連絡協調）

第７条　隊長は、高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通警察活動の適正を期するため、関係する管区警察局広域調整部高速道路管理官及び他都府県警察本部の高速道路交通警察隊長並びに交通部各課（隊）長及び関係警察署長並びに関係道路管理者と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（事件及び事故の引継ぎ）

第８条　隊長は、高速道路等において取扱つた事件及び事故（交通法令違反事件及び交通事故事件を除く。）のうち、引き続き警察上の措置を要するものは、その発生又は検挙の場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

（身柄の留置）

第９条　隊長は、交通法令違反事件又は交通事故事件の被疑者を逮捕し、身柄を留置する必要があるときは、隊本部の所在地を管轄する警察署に委託留置するものとする。

（活動状況の記録等）

第１０条　高速隊に、高速隊日誌（様式第２）及び勤務配置簿（様式第３）を備え付け、毎日の活動状況を記録するものとする。

（実施細目の制定）

第１１条　この訓令の実施について必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附　則

この訓令は、昭和５０年１月１日から施行する。

附　則　〔昭和５０年１０月１６日　三重県警察本部訓令第１３号〕

この訓令は、昭和５０年１０月２２日から施行する。

附　則　〔昭和５１年９月２２日　三重県警察本部訓令第２０号〕

この訓令は、昭和５１年１０月１日から施行する。

附　則　〔平成７年１０月３１日　三重県警察本部訓令第１１号〕

この訓令は、平成７年１１月１日から施行する。

附　則　〔平成２０年２月８日　三重県警察本部訓令第２号〕

この訓令は、平成２０年２月１３日から施行する。

附　則　〔平成２４年３月１６日　三重県警察本部訓令第２号〕

この訓令は、平成２４年３月２６日から施行する。

別表

高速隊の所在地及び活動区域

	所　在　地	活　動　区　域
隊本部	津市久居明神町２６７３番地	
第一小隊	多気郡多気町丹生４４２３番地	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線のうち８３．６０９キロポストから終点までの区間
第二小隊	桑名市大字蓮花寺６０８番地の２	１　高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち鈴鹿インターチェンジから愛知県と三重県の県境までの区間 ２　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち四日市ジャンクションから愛知県と三重県の県境までの区間
第三小隊	伊賀市守田町１８５番地の２	自動車専用道路一般国道２５号のうち関ジャンクションから奈良県と三重県の県境までの区間
第四小隊	亀山市太岡寺町６１１番地	１　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち亀山ジャンクションから滋賀県と三重県の県境までの区間 ２　高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線のうち鈴鹿インターチェンジから８３．３８０キロポストまでの区間 ３　自動車専用道路一般国道２５号のうち亀山インターチェンジから関ジャンクションまでの区間
第五小隊	度会郡大紀町崎１１２５番地１	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線の全線

様式第１

勤　務　計　画　表　（　　月分）

勤務重点	

日	曜	勤務員 / 行事予定																															備　　考
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23																																	
24																																	
25																																	
26																																	
27																																	
28																																	
29																																	
30																																	
31																																	

（Ｂ４）

（表）

様式第２

高速隊日誌

隊　　長	副 隊 長	中隊長・補佐	係　　長	主　　任

年　　月　　日　　曜日　天候　　午前　　午後	
行　　事	
指　示　等	

勤務状況	隊　別	当　直　責　任　者	勤　務　員（人）		備　　考
			昼	夜	
	隊　本　部				
	第 一 小 隊				
	第 二 小 隊				
	第 三 小 隊				
	第 四 小 隊				
	第 五 小 隊				

休暇等	区　分	種　別	階　級	氏　　名	種　別	階　級	氏　　名
	休　　暇						
	入　　校						

事　　故　　発　　生　　状　　況　　等

区　　分	人身事故	物損事故	死者	重傷	軽傷	立入	故障	落下物	逆行
東名阪自動車道									
伊 勢 自 動 車 道									
湾 岸 自 動 車 道									
紀 勢 自 動 車 道									
新名神高速道路									
名　阪　国　道									
計									

宿　日　直　勤　務　時　間　中　の　処　理　事　項

処理区分	取　扱　小　隊	処理区分	取　扱　小　隊
通　行　止　め		保　　護	
緊　急　配　備		遺 失 ・ 拾 得	
火 災 ・ 災 害		その他（　　）	

（裏）

記　　事	

（表）

様式第３

勤務配置簿

隊　　長	副 隊 長	中隊長・補佐	小隊長･係長	年　　月　　日（　　）天候 当直責任者

活 動 重 点	
指　　示 事　　項	

勤　務　員	勤　務　形　態	勤　務　員	勤　務　形　態
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入
	当　非　日　労　年　入		当　非　日　労　年　入

	隊　外　活　動						隊　内　活　動		
勤務員	取　締　り	夜間取締り	事　故	取　調　べ	特命捜査	そ　の　他	取　調　べ	書類作成	会　議　等
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

（裏）

記　　事	